平成２５年（再ロ）第１００７３号
東京都北区田端１―11―７―404
再生債務者　川村祐一郎
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月８日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月22日から平成25年11月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００７６号
千葉県館山市上野原120―７
再生債務者　滝　　正樹
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月９日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月23日から平成25年11月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第５号
山形市鈴川町２丁目10番17号　リブ鈴川103号
再生債務者　小松　聖和
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月24日から平成25年11月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第３号
沖縄県中頭郡中城村字久場８番地14
再生債務者　池間　正巳
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月24日から平成25年10月31日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００２６号
東京都調布市若葉町２―19―35―303
再生債務者　秋山　直之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年９月25日まで
平成25年９月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
千葉県茂原市新小轡831番地３
再生債務者　土井てる子（旧姓鶴谷）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年９月26日まで
平成25年９月12日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再ロ）第７号
大阪府大阪狭山市半田３丁目1670番地の２
再生債務者　井藤　征則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月９日まで
平成25年９月11日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１００３３号
東京都江戸川区上篠崎１―２―21
再生債務者　安室　英男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年９月26日まで
平成25年９月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
盛岡市北天昌寺町17番８号
再生債務者　松好　文司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月３日まで
平成25年９月12日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再ロ）第２号
兵庫県尼崎市水堂町２―29―１　レオパレスエル・ガルテン104号
再生債務者　石川　伸二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月９日まで
平成25年９月11日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（再ロ）第２０号
大阪府寝屋川市美井元町５番３号
再生債務者　合田　和眞
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月10日まで
平成25年９月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第５号
広島市安佐南区高取南３丁目30番13号
再生債務者　須惠　　力
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月11日まで
平成25年９月13日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号
千葉県習志野市大久保２丁目６番１―109号
再生債務者　阿久津紀男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再ロ）第２号
千葉県勝浦市松部1093番地
再生債務者　笹野井康次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月11日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再ロ）第１号
相模原市南区相模台４丁目５番２号
再生債務者　西野　章子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月11日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再ロ）第１３号
大阪府豊中市上新田１丁目25番H―412号
再生債務者　福田嘉一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月11日
大阪地方裁判所第６民事部

官公庁その他

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月三日
掲載頁　二十七頁（号外第一九三号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年九月二十四日
青森県弘前市大字向外瀬字鲁田三五七番地一
（甲）株式会社津軽衛生公社
代表取締役　三橋　一晃
青森県平川市町居南田一五二番地二
（乙）有限会社平賀自動車整備工場
代表取締役　三橋　千榮